

介護予防・生活支援サービス事業
に関する要請書

2013年12月25日

自治労長野県本部

介護予防・生活支援サービス事業に関する要請書

2013 年 12 月 25 日

長野県市長会

会長 菅谷 昭 様

自治労長野県本部

中央執行委員長 高橋 精



高齢者の尊厳ある暮らしを守るための施策推進に心から敬意を表します。

さて、現在、2015 年度の介護保険制度改革に向けた検討が、社会保障審議会介護保険部会において進められていますが、11 月 14 日に開催された第 52 回介護保険部会では、要支援者へ提供されている介護予防給付のうち訪問介護と通所介護のみを「新しい総合事業によるサービス（介護予防・生活支援サービス事業）」として市町村事業に移行することが示されました。

自治労は、高齢者の尊厳が守られ、利用者本位に基づく持続可能な社会保障制度を確立し、高齢者が住み慣れた地域で生活できる仕組みづくりと介護労働者が安心して働き続けられるために、介護保険制度の成熟が重要であると認識し、そのための取り組みを進めてきました。

予防給付のうち、最も利用されている訪問介護と通所介護を、利用者の権利に基づくサービスから市町村裁量によるサービスへ移行することは、介護保険制度への信頼性を根底から揺るがしかねないものです。また、一定の基準が確保されてきた要支援者に対する介護サービスの水準については、市町村の財政や実施体制および地域基盤等により地域間格差が拡大することも懸念されます。

つきましては、現在、介護保険制度改革として示されている要支援者に対する給付の見直しに対して、以下のとおり、貴職から国に対して意見を反映することを要請します。

記

政府における介護保険制度の改正にあたっては、要支援者に対する訪問介護と通所介護は、予防給付として継続すること

以上

2015 介護保険制度改革に関する自治労の意見

要支援者に対する訪問介護・通所介護の多様化

2013 年 12 月

1. 意見

- (1) 訪問型サービスの「既存の訪問介護事業所による身体介護・生活援助の訪問介護」は、要支援認定者を対象として保険給付とすること
- (2) 通所型サービスの「既存の通所介護事業所による機能訓練等の通所事業」は、要支援認定者を対象として保険給付とすること

2. 理由

- (1) 要支援者の飛躍的増加が指摘されているが、給付が同様に伸びているわけではない。こうした状況は、現在の提供されているサービスにより介護の重度化を抑制していると思われることから、給付としての継続が必要である。
- (2) 訪問型介護と通所型介護は、高齢者福祉の在宅福祉三本柱として今日まで重要な施策とされてきたことから、全国共通のサービスとしての提供が必要である。
- (3) 給付から事業へ移行することは以下の課題・問題がある。
 - ① 最低基準としての設置・運営基準や人員基準、報酬基準が撤廃され自治体裁量となれば、現状の市町村の実施体制、在宅サービスの提供体制、地域包括ケアの基盤整備、人材や資源等の脆弱さを踏まえると、要支援者のサービス水準の切り下げにつながる危惧が大きい。
 - ② 既存のサービス提供に対する報酬が安価になれば、介護の質の低下や介護労働者の人材不足が現状より進むのではないかと。また、安価な事業委託は官製ワーキングプアにつながる恐れがある。
 - ③ 平成の大合併、行財政改革、地方交付税の削減等により、市町村職員数の減少や厳しい予算状況の現状から、新しい事業の実施主体として市町村が役目を果たして行けるのか。市町村のマンパワーをどう確保するのか。
- (4) 要支援認定者に対する訪問および通所型介護については、保険給付として維持したうえで、給付内容を検証し、適切なケアマネジメントと適正な給付を行うことが必要である。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業は、昨年 4 月にスタートしたばかりであることから、実施状況を検証し、必要な見直しを行うことが必要である。

以 上